

安中市適正な学校部活動の運営に関する方針

平成30年5月21日

令和元年7月24日改定

令和2年5月20日改定

令和5年10月26日改定

安中市教育委員会

学校部活動（以下「部活動」という。）は教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校判断により行われるものであるが、学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化及び科学等に親しみ、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、個性の伸長、連帯感の涵養、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築、体力の向上と健康の増進、スポーツや文化及び科学等における生涯学習の基礎の育成等、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい活動である。

市教育委員会は、平成30年にスポーツ庁及び文化庁が策定した部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを統合し、改定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）（以下「国のガイドライン」という。）に則り、県教育委員会の「適正な部活動の運営に関する方針」（以下「県方針」という。）を踏まえ、「安中市適正な部活動の運営に関する方針」（以下「市方針」という。）を改定する。

また、市教育委員会では、県教育委員会が実施するフォローアップ調査の結果等を踏まえて、さらなる適正な部活動の推進に継続して努めていく。

1 適切な運営のための体制整備

（1）部活動の方針の策定等

- 市教育委員会は、「国のガイドライン」に則り、「県方針」を踏まえ、各学校において、足並みを揃えて適正な部活動運営がなされるよう、「市方針」を策定する。
- 市教育委員会は、「市方針」を踏まえた適正な部活動が、市内の各学校において推進されるよう県教育委員会と連携して取り組むものとする。
- 校長は、「市方針」に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」（以下「学校の方針」という。）を策定し、全ての教職員が職員会議等でその方針を確認する。さらに、学校のホームページへの掲載やPTA総会、学校通信、学校公開等の機会を利用して、「学校の方針」を保護者や地域に公表する。
- 顧問、部活動指導員は、毎月の活動計画（活動日、休養日及び大会日程等）及び活動実績を作成し、校長に提出する。併せて、各部の活動方針について保護者会等で説明し、部活動の適切な実施について理解を得るとともに、練習計画や試合日程等を事前に示し、保護者の理解と協力を得られるようにする。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、生徒や教師の数等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、部活動指導員や外部指導者など適切な指導者を確保し、適正な数の部を設置する。
- 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。なお、市教育委員会または校長は、部活動指導員や外部指導者の任用・配置に当たり、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合でも許されないこと、サービスを遵守すること等について、定期的に研修を行う。
- 校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。
- 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。
- 学校の設置者及び校長は、教師の部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針7」（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

(3) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の環境性について検討する。

具体的な例としては、運動部活動では、複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動等が考えられる。また、文化部活動では、体験教室などの活動、レクリエーション的な活動、障害の有無や年齢等に関わらず一緒に活動する事ができるアート活動、生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動等が考えられる。
- 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一

一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

- 学校の設置者及び校長は、部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

(4) 部活動の地域連携

- 学校の設置者及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。その際、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議する場を設け、地域連携を推進する。

なお、地域連携の推進に当たっては、1 (5) の部活動検討委員会を活用するなど工夫する。

- 学校の設置者及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。

- 学校の設置者及び校長は、部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

(5) 部活動検討委員会の設置

- 校長は、適切に部活動を実施するため、各部活動に対しての取組や活動を評価し、改善していくことが必要であることから、学校職員、保護者、地域スポーツ関係者、地域文化関係者、地域医療関係者等で組織する部活動検討委員会を設置し、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携、学校と地域の連携などについて、顧問、生徒、保護者等の意見を聞きながら必要に応じて改善策等を提案してもらう機会を設ける。

なお、委員会の設置に当たっては、学校運営協議会などを活用し、できる限り関係者の負担の軽減を図るよう工夫する。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- 校長、顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

特に運動部活動においては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則った指導を行う。学校の設置者

は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

- 運動部活動の顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- 文化部活動の顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- 顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技術の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 部活動用指導手引きの活用

- 顧問、部活動指導員及び外部指導者は、県教育委員会が作成した「中学校・高等学校運動部活動指導資料（平成25年8月）」や、中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した普及や水準向上の役割に鑑み、学校部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引を活用して、2（1）に基づく指導を行う。

(3) 体罰等の許されない指導の未然防止

- 学校教育の一環として行われる部活動では、指導と称して殴る・蹴ること、ハラスメント等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されていることは当然である。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されない。

校長、顧問及びその他の学校関係者は、部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取組を行う。

なお、学校関係者のみならず、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、学校や顧問から積極的に説明し、理解を図る。

3 適切な休養日の設定等

(1) 適切な休養日等の設定

- 適切な休養を伴わない行き過ぎた活動は、生徒にとって、心身に無理が生じることから、スポーツ障害やバーンアウトの予防の観点、生徒の運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活と成長の確保の観点など生徒の健康のことを考えるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるようにするためにも休養日や活動時間等を設定することが重要である。

運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究等を踏まえ、①～③の基準を設定する。

文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、運動部と同様とする。

① 学期中の休養日の設定

- ・週当たり2日以上休養日を設定する。(平日は少なくとも1日、土・日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。)
- ※ 大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

② 長期休業中の休養日の設定

- ・長期休業の意義を考慮して、土・日曜日は休養日とする。
- ※ 大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。
- ・夏季休業中の「行事を組まない週」及び学校閉庁日は、部活動は原則実施しない。

③ 活動時間

- ・合理的でかつ効率的・効果的な活動を行い、1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の土・日曜日を含む)では3時間程度とする。
- ・大会参加や練習試合等で終日の活動となる場合でも、生徒の健康管理に十分配慮して、休養時間を適切に設定し、過度な負担がかからないように活動する。

(2) 休養日及び活動時間等の設定の工夫

- 定期試験前後の一定期間等、学校全体の部活動の休養日を設けることや、週間、月間等での活動頻度・時間の目安を定めるなど、地域や学校の実態を踏まえ、工夫しながら取り組むこと。

(3) 朝練習の実施

- 朝練習は、生徒の健康状態や活動意欲、学習や家庭生活等を踏まえ、過度な負担にならないように活動内容や活動時間に配慮するとともに、指導す

る教職員の長時間労働の解消についても検討した上で実施する。

〈年間練習計画への位置付け〉

- ・職員会議等で検討するなど、教職員間の共通理解を図るとともに、生徒や家庭との連携を密にして実施する。実施する場合には、希望者のみとし、部単位で一律、一斉に行わないよう配慮する。

〈家庭との連携〉

- ・朝練習を行う趣旨や効果等について、生徒や保護者等に十分周知し、生徒が自発的に参加できるようにする。
- 放課後の練習時間が十分取れる日は、原則として行わないようにする。

4 安全管理と事故防止

(1) 事故防止の留意点

- 校長、顧問、部活動指導員及び外部指導者は、県教育委員会の「部活動における重大事故防止のための安全対策ガイドライン」を活用し、計画的な活動により、各生徒の発達の段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療関係者等への連絡体制の整備に留意する。
- 校長、顧問、部活動指導員及び外部指導者は、複数の部活動がグラウンドで行われる際の安全対策として、安全な活動場所を確保するとともに、グラウンド使用のルールの特化等の安全対策を行う。また、部活動における顧問の関わり方について確認するとともに、事故発生時及び未然に防ぐための対応として、職員研修の実施や危機管理マニュアルの見直し、AED設置場所の検討を行う。
- 顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒自身が安全に関する知識や技能について、保健体育等の授業で習得した内容を活用、発展させたり、新たに身に付け、積極的に自分や他人の安全を確保したりすることができるようにする。

(2) 熱中症事故の防止

- 学校の設置者及び校長は、熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）や暑さ指数（WBGT（湿球黒球温度））等を参考に、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の活動を原則として行わないようにする等、適切に対応する。
- 学校の設置者及び校長は、競技団体等の関係機関と連携を図り、高温や多湿時において、主催する学校体育大会やコンクールが予定されている場合については、大会やコンクールの延期や見直し等、柔軟な対応を行う。なお、広域的な大会等でやむを得ない事情により開催する場合には、参加生徒の適切な選別、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切に対応を

徹底する。

(3) 事故への対応

- 校長、顧問、部活動指導員及び外部指導者は、万一、事故が発生した場合には、適切な応急手当を行い、状況によっては負傷者を医療機関に搬送することや二次災害を食い止めるなど、事故による被害を最小限にとどめるよう努める。また、日頃から校内等の緊急体制が有効に機能するよう全教職員の役割分担や手順を明確にしておくとともに、AEDの配置場所についても周知徹底する。

5 小学校段階におけるスポーツや文化等の活動

- 小学校段階においても、スポーツや文化等の活動を実施している場合がある。こうした活動については、地域によって多様な形態で行われているが、学校教育の一環として行われるものについては、学校において、児童の発達の段階や教師の勤務負担軽減の観点を十分に考慮し、保護者及び地域の理解を得ながら休養日や活動時間を適切に設定する必要がある。
- 児童の安全管理と事故防止についても、本方針「4 安全管理と事故防止」に準じて、適切な対応を取るように留意する。